

令和7年度 鹿児島市高齢者虐待防止研修

1. 令和6年度高齢者虐待の件数について
2. 高齢者虐待防止の推進について
3. 養介護施設従事者虐待の事例について

鹿児島市認知症支援室

高齢者虐待防止法 H18.4.1～

(高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者(高齢者を※現に養護している家族、親族、同居人等)
- ・養介護施設従事者等(介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等)

が行う次の行為を規定しています。

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。

- ・ただし、65歳未満の者で養介護施設等を利用する障害者は「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定を適用

(参考) 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

| 所在場所 年齢 | 在宅 (養護者・保護者) | 福祉施設・事業所 | | | | | 企業 | 学校 病院 保育所 | |
|----------------|--|---|---|---|--|--|---|---------------------------------------|---|
| | | <障害者総合支援法> | | <介護保険法> | <児童福祉法> | | | | |
| | | 障害福祉 サービス事業所 入所系、日中系、 訪問系、GH等含 | 一般相談 支援事業所 又は 特定相談 支援事業所 | 高齢者 施設等 入所系、通所系、 訪問系、居住系等 含 | 障害児通所 支援事業所 児童発達支援、 放課後等デイ等 | 障害児入所 施設等 (※3) | | | 障害児相談 支援事業所 |
| 18歳未満 | 児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) (※1) | 障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 都道府県 市町村 | 障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 都道府県 市町村 | | 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 都道府県 市町村 | 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) | 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 都道府県 市町村 | 障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局) | 障害者虐待 防止法 ・間接的防止措置 (施設長・管理者) (※5) |
| 18歳以上 65歳未満 | 障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村) | | | | 【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 都道府県 市町村 (※2) | 【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) (※4) | | | |
| 65歳以上 | 障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村) | | | 高齢者虐待 防止法 特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む。 ・適切な権限行使 都道府県 市町村 | | | | | |

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※5 令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっている。



身体的虐待



- 殴る ● 蹴る ● つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- 意思に反して身体を拘束する
- 外出を制限し、外部と接触させない など

高齢者虐待の5つの類型

虐待は一つの種類が
単発で発生するとは限らず、
複数の虐待が同時に
行われている場合があります

心理的虐待



- 怒鳴りつける ● ののしる
- 悪口を言う ● 無視する
- 侮辱を込めて子供のように扱う など

本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う

経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預貯金を勝手に使う
- 本人の自宅等を無断売却するなど

介護・世話の放棄・放任



- 劣悪な住環境で生活させる
- 食事を与えない
- 入浴をさせない
- オムツを交換しない
- 受診させない

など

性的虐待



- わいせつな行為をする
- 性的行為を強要する
- 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する

など

1. 令和6年度 高齢者虐待の件数



令和6年度高齢者虐待件数について

| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------------------|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1 <u>養護者による虐待</u> | 相談件数 | 208 | 188 | 227 | 229 |
| | うち虐待認定件数 | 49 | 31 | 43 | 43 |
| 虐待件数の内訳 | (1) 虐待の種類別(重複あり) | | | | |
| | ①身体的虐待 | 31 | 17 | 21 | 27 |
| | ②放棄・放任 | 7 | 9 | 5 | 7 |
| | ③心理的虐待 | 13 | 12 | 21 | 17 |
| | ④性的虐待 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤経済的虐待 | 11 | 3 | 10 | 9 |
| | (2) 被虐待者との関係別(重複あり) | | | | |
| | ①夫 | 15 | 8 | 12 | 13 |
| | ②妻 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| | ③息子 | 16 | 19 | 19 | 14 |
| | ④娘 | 12 | 4 | 9 | 10 |
| | ⑤息子の配偶者(嫁) | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | ⑥娘の配偶者(婿) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | ⑦兄弟・姉妹 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| ⑧孫 | 1 | 0 | 1 | 0 | |
| ⑨その他(甥、姪、知人など) | 0 | 0 | 0 | 2 | |



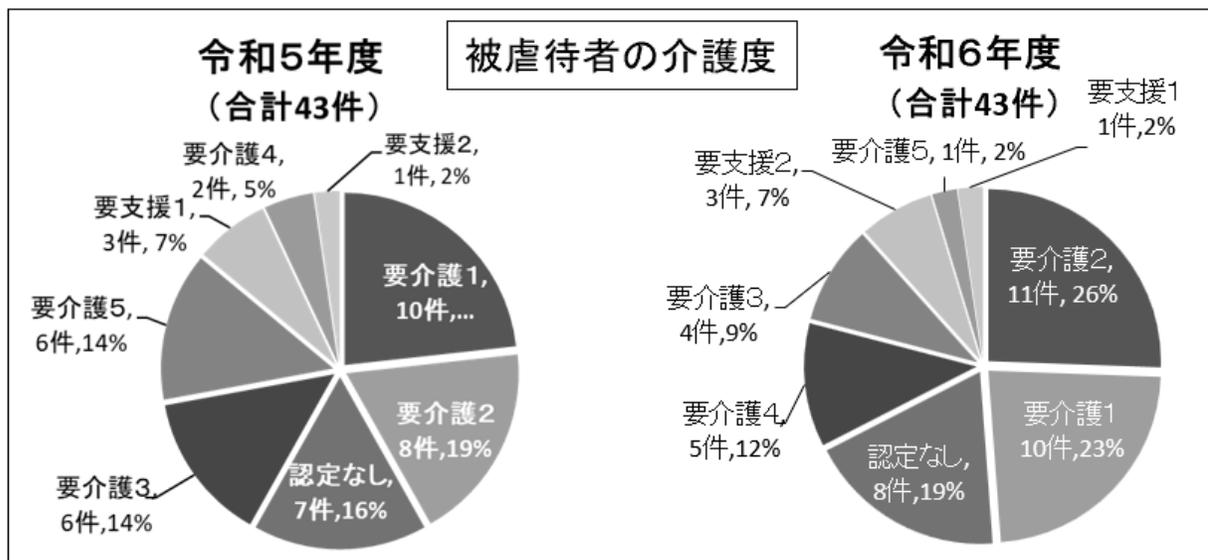
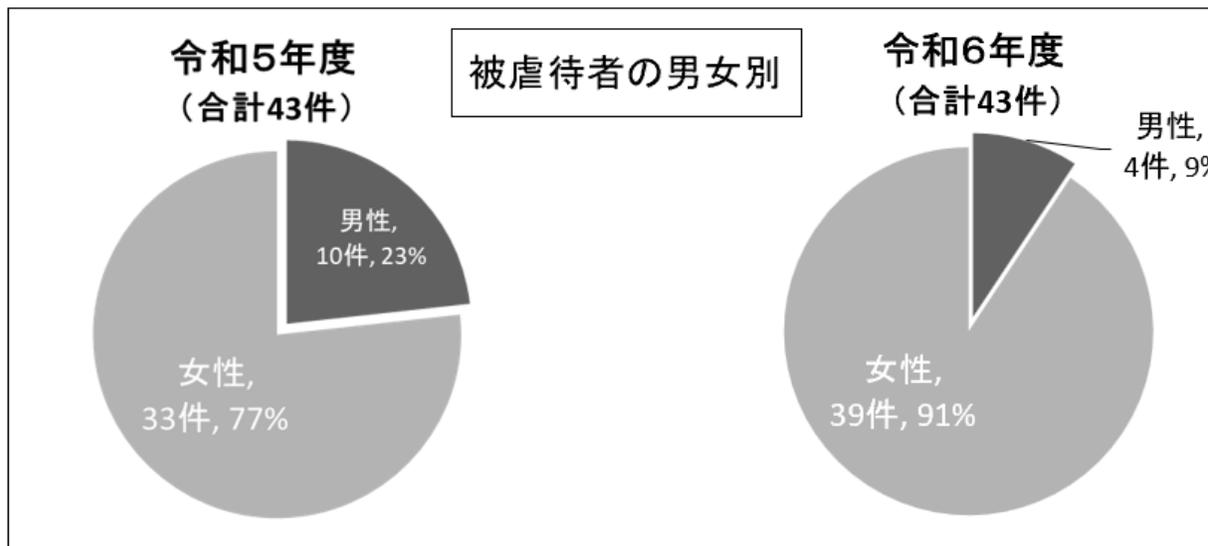
令和6年度高齢者虐待件数について

| | | | | | | |
|---------------------|---------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 2 施設従事者による虐待 | | 相談件数 | 9 | 6 | 20 | 24 |
| | | うち虐待認定件数 | 2 | 2 | 5 | 13 |
| 虐待件数の内訳 | (1) 施設のサービス種別(重複あり) | | | | | |
| | | ①認知症対応型共同生活介護施設 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| | | ②有料老人ホーム | | | 3 | 6 |
| | | ③介護老人福祉施設 | 1 | | 1 | 1 |
| | | ④通所介護 | | 1 | 1 | 2 |
| | | ⑤(看護)小規模多機能型居宅介護 | | | 1 | 1 |
| | | ⑥居宅介護支援事業所 | | | 1 | 0 |
| | (2) 虐待の類型別(重複あり) | | | | | |
| | | ①身体的虐待 | 1 | | | 7 |
| | | ②放棄・放任 | | | 3 | 3 |
| | | ③心理的虐待 | 2 | 2 | 2 | 9 |
| | ④性的虐待 | | | | 3 | |
| | ⑤経済的虐待 | | | 4 | 1 | |
| 合計 (養護者、施設従事者) | | 相談件数 | 217 | 194 | 247 | 253 |
| | | うち虐待認定件数 | 51 | 33 | 48 | 56 |
| 参考 | 県 | 相談通報件数(養護者、施設合計) | 495 | 496 | 628 | 692 |
| | 県 | 虐待件数(養護者、施設合計) | 122 | 131 | 145 | 185 |
| | 全国 | 相談通報件数(養護者、施設合計) | 38,768 | 41,086 | 43,827 | 45,447 |
| | 全国 | 虐待件数(養護者、施設合計) | 17,165 | 17,525 | 18,223 | 18,353 |

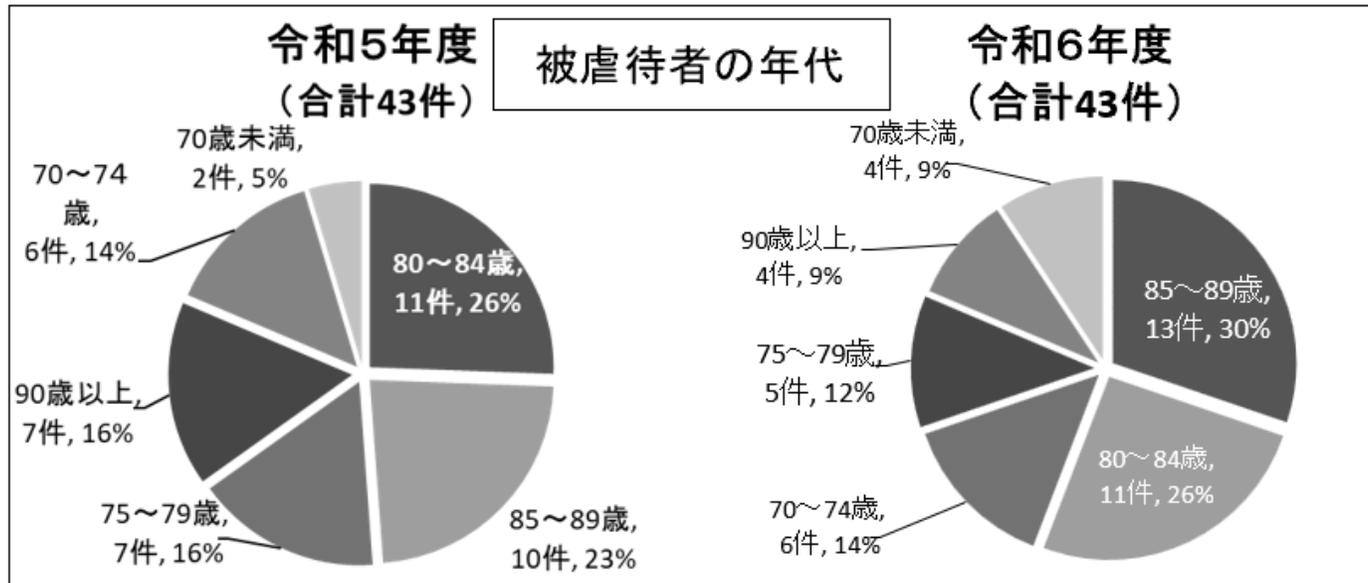
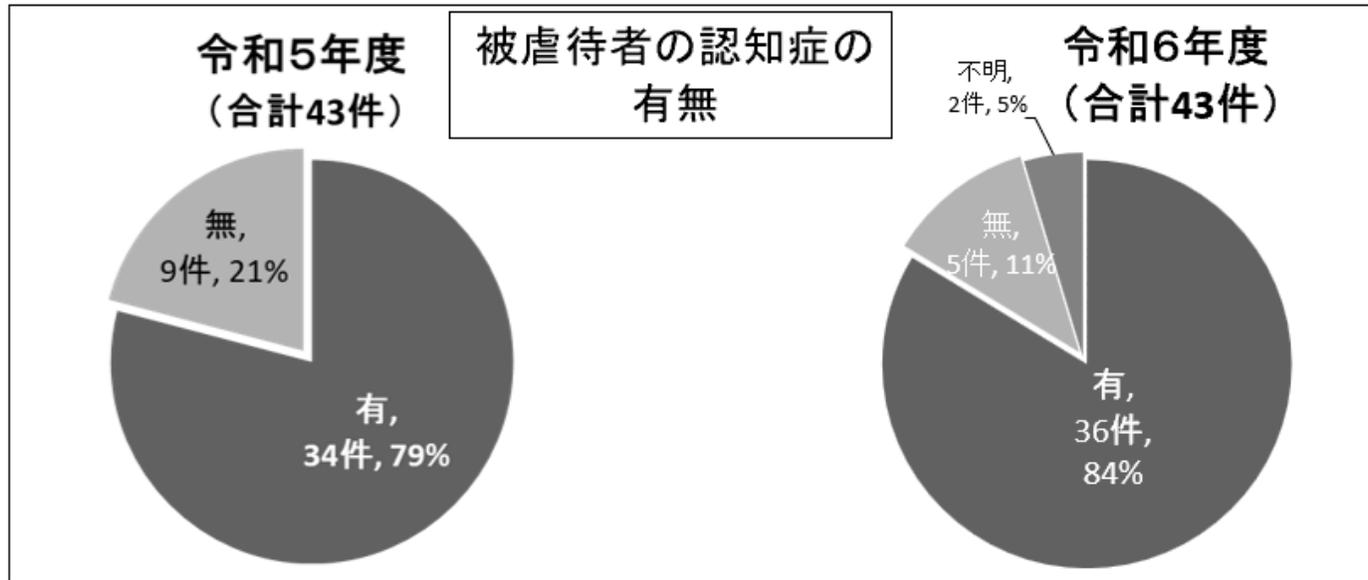


令和6年度虐待件数について(養護者虐待)

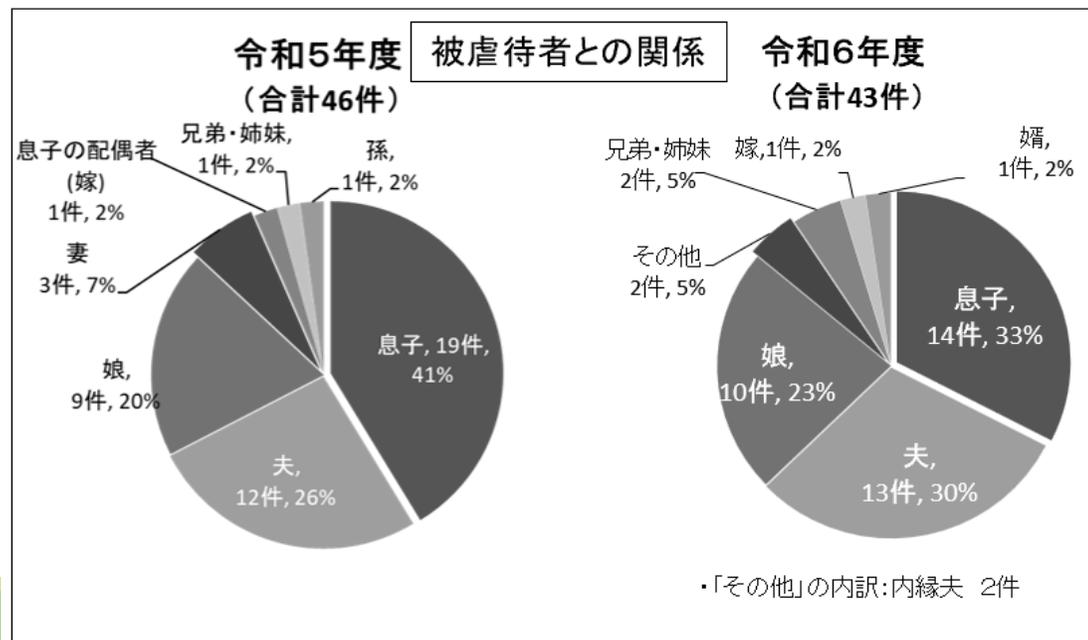
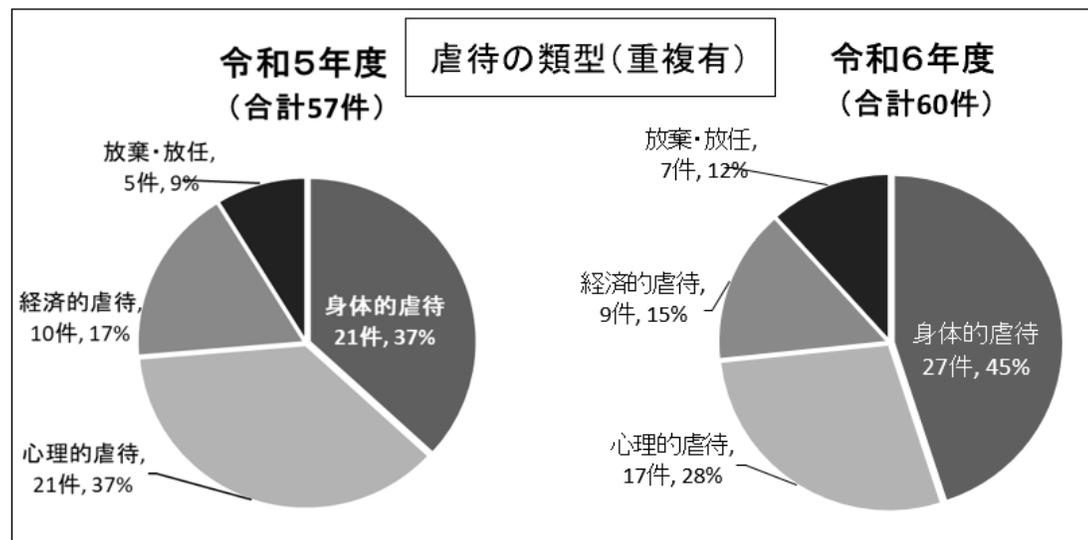
養護者による虐待



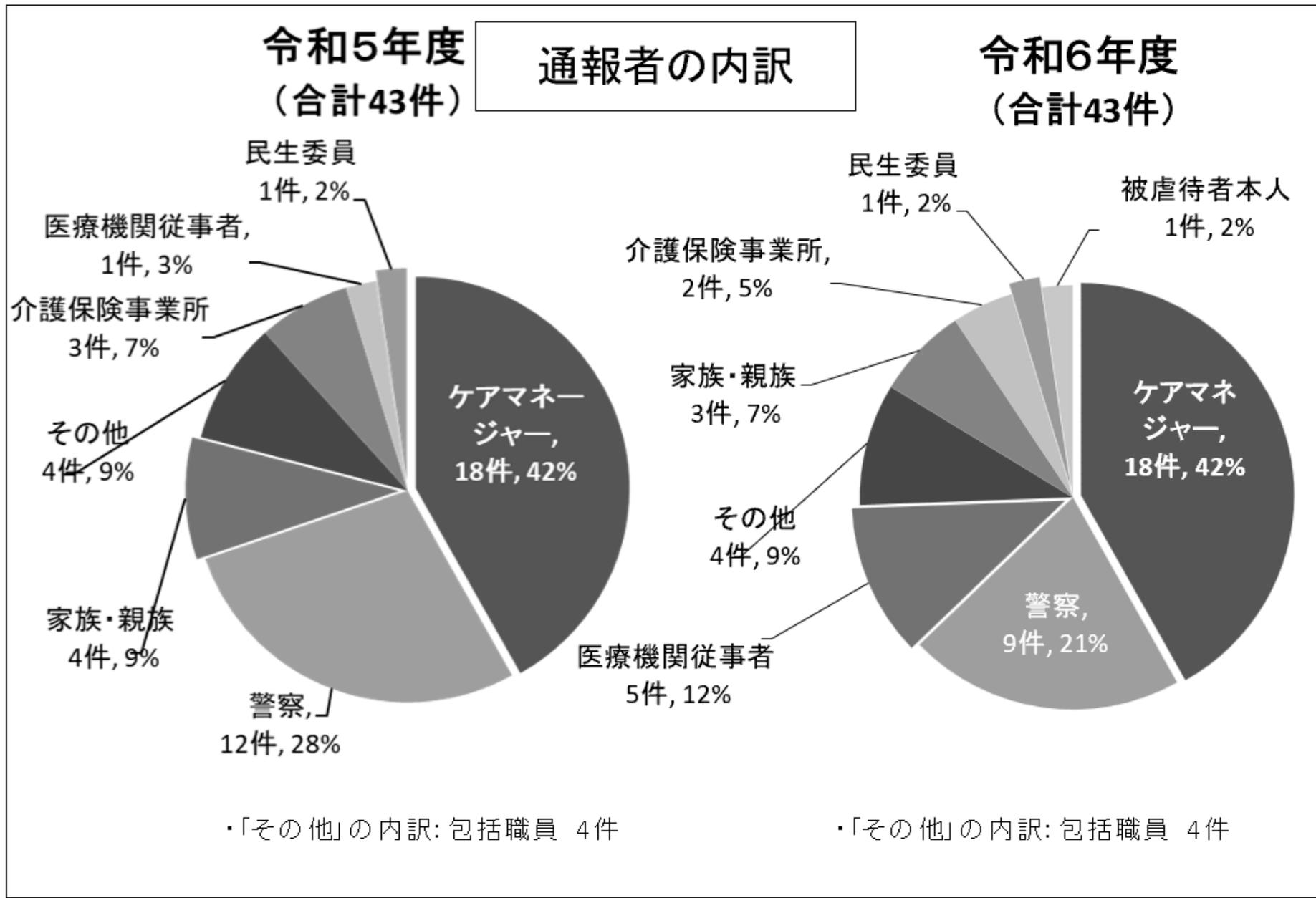
令和6年度虐待件数について(養護者虐待)



令和6年度虐待件数について(養護者虐待)



令和6年度虐待件数について(養護者虐待)



高齢者虐待対応業務の主管課の移管

移管による主な変更内容

ア. 養護者による虐待への対応について

| 変更前(～令和8年3月31日) | 変更後(令和8年4月1日～) |
|-------------------|-------------------|
| ・認知症支援室 ・谷山福祉課 | 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係 |

イ. 養介護施設従事者等による虐待への対応について

| 変更前(～令和8年3月31日) | 変更後(令和8年4月1日～) |
|-------------------|----------------|
| ・認知症支援室 ・谷山福祉課 | 長寿あんしん課 長寿施設係 |



高齢者虐待対応業務の主管課の移管

高齢者虐待の通報窓口(令和8年4月1日～)

ア. 養護者による虐待について

| 機関名 | 電話番号 | 所在地 |
|----------------------|---|---------|
| 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係 | 216-1186 | 山下町11-1 |
| 鹿児島市長寿あんしん 相談センター | 市内20カ所に設置されています。 最寄りの長寿あんしん相談センターへ通報をお願いします。 連絡先は市ホームページ等に掲載しております。 | |

イ. 養介護施設従事者等による虐待への対応について

| 機関名 | 電話番号 | 所在地 |
|------------------|----------|---------|
| 長寿あんしん課 長寿施設係 | 216-1147 | 山下町11-1 |



2. 高齢者虐待防止の推進 (令和6年4月から義務化)



2. 高齢者虐待防止の推進(令和6年4月から義務化)

- ① 虐待防止検討委員会の定期的な開催
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための
担当者の配置

出典:鹿児島県
令和7年度介護保険施設等
集団指導資料



① 虐待防止検討委員会の定期的な開催

- ・ **管理者**を含む幅広い職種で構成する。
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい。
- ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ・ **定期的**に開催する。
- ・ 虐待事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応する。
- ・ 他の会議体を設置している場合、一体的に設置し、運営することも差し支えない。
- ・ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- ・ **右のような事項**について検討し、**その結果**(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)**について、従業員に周知徹底**する。

【虐待防止検討委員会での検討事項】

1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
2. 虐待防止のための**指針の整備**に関する事
3. 虐待防止のための**職員研修**の内容に関する事
4. 虐待等について、従業員が**相談・報告できる体制整備**に関する事
5. 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、**市町村への通報**が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる**再発の確実な防止策**に関する事
7. 再発の防止策を講じた際に、その効果についての**評価**に関する事

出典：鹿児島県
令和7年度介護保険施設等集団指導資料

② 虐待防止のための指針の整備

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者などに対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待防止の推進のために必要な事項



③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施

- ・ 研修は年1回(施設系は2回)以上、定期的の実施し、新規採用時にも実施する。
- ・ 研修の実施内容は記録する。(日時、場所、出席者、議事内容等)
- ・ 研修の実施は事業所内での研修で差し支えない。

出典:鹿児島県
令和7年度介護保険施設等集団指導資料

内部研修(例)

(公財)東京都福祉保健財団作成
成 養介護施設従事者等による高
齢者虐待防止普及啓発小冊子
「その人らしさ」
を大切にしたケア
を目指して



<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyugo/>



内部研修(例)

(公財)東京都福祉保健財団作成
「虐待の芽チェック
リスト」(各種)



- ・ 自己点検
- ・ 課題抽出(把握) ⇒ 分析 ⇒ 研修等取組みの計画 ⇒ 実施 ⇒ モニタリング・評価 ⇒ フィードバック ⇒ … (定期的の実施)

虐待の芽チェックリスト(施設職員版) (介護支援専門員版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
施設ではまるチェックリストに基づいてみてくださいます。その後、結果について話し合う際の機会をぜひお願いします。

| 項目 | チェック項目 | チェック結果 | チェック項目 | チェック結果 |
|----|---|--------|--------|-----------------------|
| 1 | 利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしだしていませんか? | している | 21 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 2 | 利用者に対して、密着サービス計画等に基づかず、高圧的なサービスや強制的なケアを行っていませんか? | している | 22 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 3 | 利用者に対して、身体的な虐待、虐待的言動(「ダメ!」「ダメ!」など:スピーチロック等)で接していませんか? | している | 23 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 4 | 利用者への身体拘束や解なしに体につかんだり、浴室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか? | している | 24 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 5 | 利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話したり、物議を醸成する言動を繰り返していませんか? | している | 25 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 6 | 利用者に対して話話を拒否するように「ちょっと待って!」「また今度!」等を繰り返す言動を繰り返していませんか? | している | 26 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 7 | 利用者へ悪意・悪言を繰り返している言葉遣いをしていませんか? けついたりしていませんか? | している | 27 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 8 | 利用者の意向や意見、訴えに対して、不意に無視や否定の言動を繰り返していませんか? (「どうして言ってもわからない!」強制的につけてしまうことなど) | している | 28 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 9 | 利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向や家族の意向を優先したり、交際者が後かたと思った介護サービスの利用を押しつけていませんか? | している | 29 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 10 | 利用者や利用者の家族の言動を、おどかすなどしてあざむいたり、悪口を言ったりしていませんか? | している | 30 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 11 | 利用者の行動を制限するよう「つばき服」や「ミトンの手袋」、「中の入れない!」などから強制する。また、身体拘束を強要する。又は強要していても理由や結果「施設のごきまり」を理由としていませんか? | している | 31 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 12 | 利用者やその家族と、物や物の損し損り・汚損を繰り返していませんか? (意図なく利用者の身体にけがや損傷、加害することなど) | している | 32 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 13 | 保護や処置、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や関係機関やセンター等に連絡・相談せず、そのままにいませんか? | している | 33 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 14 | 利用者やその家族の状況や支援体制に課題があると感じても、保護者や地域福祉支援センター等に連絡や相談せず、そのままにいませんか? | している | 34 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |
| 15 | 他の職員・関係機関等に対して、利用者に関することについて悪意・悪言・悪意を繰り返していませんか? (利用者やその家族とのコミュニケーションがとりにくくなっていますか?) | している | 35 | 利用者のプライバシーを尊重していませんか? |

出典:東京都福祉保健財団 高齢者虐待防止センター (2021)

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

- 委員会の開催、指針の整備、研修の実施を適切に実施するため、専任の担当者を置く。
- 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従事者が務めることが望ましい。

⇒ ①～④の「虐待の防止のための措置に関する事項」はすべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。
そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています。

(「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」令和3年4月1日老発0401第14号)



出典: 鹿児島県
令和7年度介護保険施設等集団指導資料

まとめ

虐待防止検討委員会を定期的に開催し、事業所としての指針の整備、研修の実施、従業員が相談・報告できる体制を整備して、従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法を定めてください。

委員会、研修を実施した際は必ず記録を残すようにしてください。(日時、場所、出席者、議事内容等)

それらを従業員へ周知徹底してください。



3. 養介護施設従事者虐待の事例

※施設虐待に関して、虐待があった事実を報告をする事業所が増えてきています。

鹿児島市で令和6・7年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【身体的虐待】

- ・利用者の顔にコップを強く押し当てた。
- ・車椅子の移乗介助が荒く、利用者が痛がっていた。
- ・車椅子のフットレストを開閉せずに力任せに介助した。
- ・車椅子の2台押し。
- ・強引に利用者を車いすに移乗させた。
- ・足や頭を手のひらで叩いた。顔面を手のひらで押した。
- ・手引き歩行介助の利用者に足早での介助となった。
- ・食事介助時に、利用者が反応するようにおしぼりで顔を叩いた。
- ・利用者がおむつをいじらないように防水シーツを体に巻いていた。
- ・無資格状態での口腔内喀痰吸引行為をした。

【介護放棄】

- ・入居者の呼び出しに対し、職員不在で未対応の時間があった。
- ・ナースコールを手の届かない場所に置いていた。



鹿児島市で令和6・7年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【心理的虐待】

- ・利用者に対し、口調が強く、声が大きく、抑え込むような声掛けをしていた。
- ・利用者に対し、「化粧が化け物のようだ」「くそばばあ」と発言した。
- ・利用者に対し、「早く出て行きなさい」「そんなことするなら帰れ」と発言した。
- ・利用者に対し、「いつまで食べているの、早くしてよ」と強い発言をした。
- ・利用者に対し、「さっきも(トイレに)行ったでしょ」「(トイレに行っても)でないでしょ」と強い口調で発言した。
- ・利用者に対し、謝罪を強要していた。
- ・利用者に対し、利用者の補聴器を取り上げて暴言を吐いた。
- ・利用者に対し、「〇〇ちゃん」とあだ名で呼んでいた。
- ・他の利用者が大きい声で叱られていて怖かった。



鹿児島市で令和6・7年度に虐待認定した事例 (養介護施設従事者による虐待)

【性的虐待】

- ・パット交換をトイレでなく、廊下で行った。
- ・就寝中の利用者の胸を触ったり、抱きついた。

【経済的虐待】

- ・利用者の自宅で、利用者が入浴中に財布から現金を盗んだ。
- ・利用者の通帳を無断で所持し、利用者本人の合意なく通帳から金銭引き出しを複数回行い、不当に財産上の利益を得た。
- ・利用者宅に、無断で複数回侵入して金銭を窃盗した。



まとめ

養介護施設従事者による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

併せて、実際にケアにあたる職員のみでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。

管理職が中心となってサービス向上に向けた取組が期待されます。



ご案内 「認知症高齢者等見守り活動」協力事業者の募集

鹿児島市では、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するために、認知症高齢者等の見守り活動や認知症の理解促進への取組にご協力していただける事業者を募集します。

【対象】

- ・市内に本部や、支部、営業所等の拠点を置く事業者等で、本見守り活動の趣旨に賛同する団体

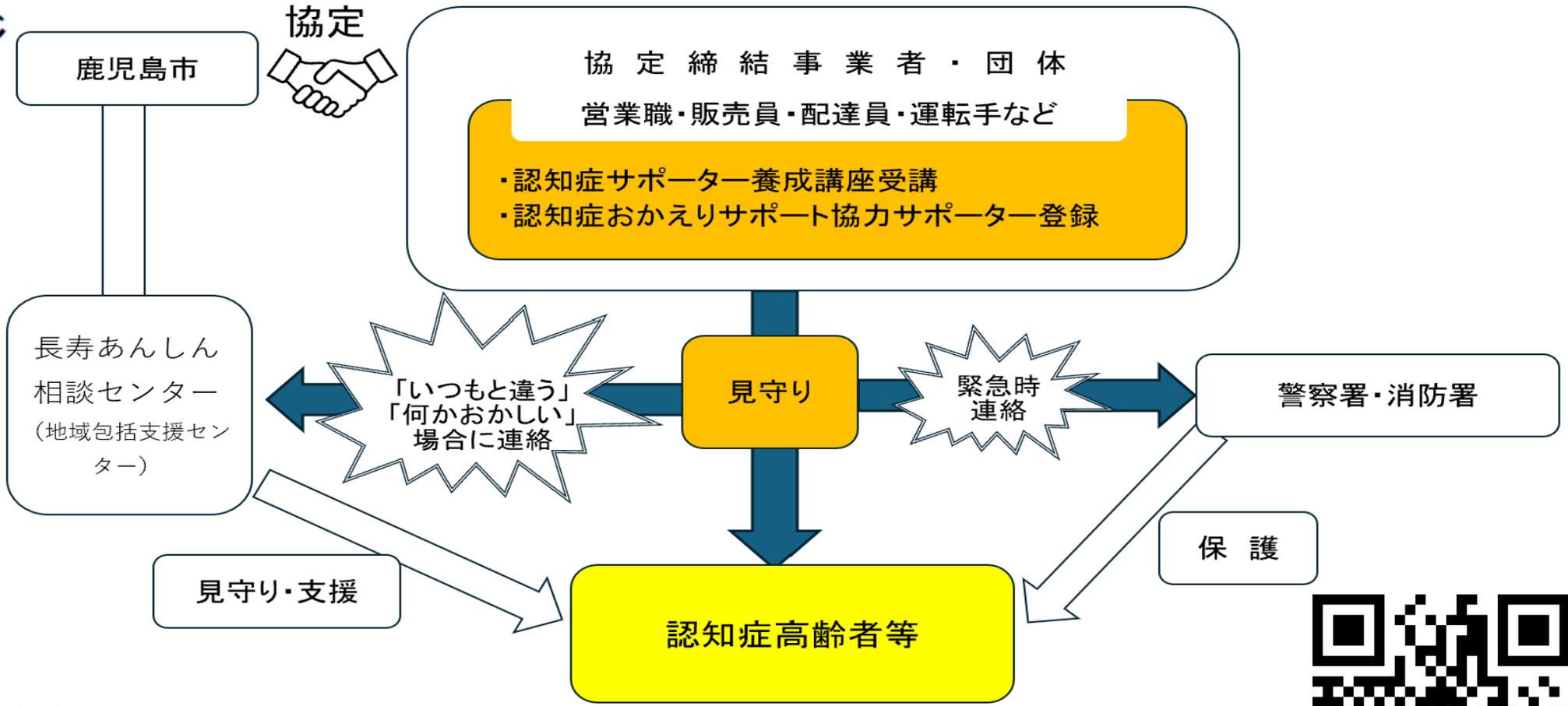
【協定の取組】

- ・ 日常業務に支障のない範囲で見守り活動を行う。
- ・ 異変等や何らかの支援を必要としている認知症高齢者等を発見した場合、長寿あんしん相談センターへの連絡等や、緊急時は、必要に応じて、警察署や消防署に通報を行う。
- ・ 職員等が認知症サポーター養成講座の受講及び認知症おかえりサポート（行方不明者の情報発信）協力サポーターの登録を行うなど、認知症への理解を深める。



ご案内 「認知症高齢者等見守り活動」協力事業者の募集

取組のイメージ



協力をいただける事業者は、

URL: <https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/nin/kyoutei.html>

または、二次元コードをご確認ください

